

第14条 瑕疵の修補又は損害賠償請求権の行使は、引渡し後5年以内に行わなければならぬ。

第15条 次の各号の一に該当するときは、甲又は乙は、催告その他何らの手続きを要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 净化槽の設置等の届出その他の必要な手続きが受理されず、又は認められないとき。
- (2) 工事用地につき、工事施工が著しく困難と判断される瑕疵が発見されたとき。

2 前項によりこの契約が解除された場合、乙は、この契約の履行のために乙において要した費用及び乙において甲のために既に支弁した立替金を甲に請求することができる。

第16条 甲は、乙が工事を完成するまでは乙の損害を賠償して、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙の契約違反によりこの契約の目的を達することができなくなったと認めるときは、催告その他何らの手段を要せず、この契約を解除することができる。この場合、甲は、甲の被った損害の賠償を乙に請求することができる。

第17条 次の各号の一に該当するときは、乙は催告その他何らの手続を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 第8条に基づき、工事が一時中止され又は甲の責に帰すべき事由により着工期日が延期された場合に、工事の一時中止又は着工期日の延期の状態が10日以上継続したとき。
 - (2) 甲が請負代金を所定の期日に支払わなかったとき、又は請負代金の支払能力を失くことが明らかになったとき。
 - (3) 甲がこの契約に違反し、その結果、この契約を履行できなくなったと乙が認めたとき。
- 2 前項によってこの契約が解除された場合は、甲は乙の損害を賠償するものとする。

第18条 乙の責に帰すべき事由により、標記引渡期日（工期が変更された場合は、変更後の工期に基づいて定められる引渡期日）まで工事の目的物を引き渡すことができない場合は、甲は、遅滞日数1日につき請負代金総額の_____分の1の違約金を請求することができる。

2 甲が、この契約に基づいて乙に支払うべき金員を所定の期日までに支払わないときは、甲は、当該金員につき、支払期日の翌日から支払完了の日まで日歩_____銭の割合による遅延損害金を乙に支払うものとする。

第19条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ、定めることとする。

以上、契約の証として本書2通を作成し、当事者署名捺印のうえ、各自1通を保有する。

_____年_____月_____日

甲 発注者 住所_____

氏名_____ 印

乙 請負者 住所（所在地）

氏名（法人名又は屋号）

_____ 印

净化槽工事登録番号又は届出番号